

## さが福祉サービス評価等推進会議設置要綱

### (目的)

第1条 福祉サービス及び介護サービスの質の向上を図るとともに、利用者に対するサービス選択の一助となる情報を提供するため、福祉分野における客観的なサービス評価制度（第三者評価制度及び認知症高齢者グループホームの外部評価を含む。）及び介護サービスの情報開示制度の総合的な推進を目的とし、さが福祉サービス評価等推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 推進会議は次に掲げる事項について協議し、検討を行う。

- (1) 福祉サービス評価等機関の認証に関すること。
- (2) 福祉サービス評価等基準及び評価の手法に関すること。
- (3) 福祉サービス評価等結果の取り扱いに関すること。
- (4) 評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修に関すること。
- (5) 福祉サービス評価等事業に関する情報公開及び普及・啓発に関すること。
- (6) 福祉サービス評価等事業に関する苦情等への対応に関すること。
- (7) その他福祉サービス評価等事業の推進に関すること。

### (組織)

第3条 推進会議は、委員16名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から知事が委嘱又は任命する。

- (1) 地域住民
- (2) 学識経験者
- (3) 福祉関係者

3 推進会議に会長1名及び副会長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 会長は、推進会議の会務を総理し、推進会議を代表する。

5 会長に事故があるときは、副会長が会長の職務を代理する。

6 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

7 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議等)

第4条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、これを主宰する。

2 委員が、事故その他やむを得ない事由により会議に出席できないときは、当該委員が代表する団体等に属する者を代理人として会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

3 会議は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、意見を求めることができる。

(分科会)

第5条 第2条(1)及び(6)の業務を実施するに当たり、業務の公正・中立性及び専門性を確保する観点から、評価機関等認証分科会(以下、「分科会」という。)を置く。

2 分科会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 推進会議は、分科会の所掌する事項については、分科会の意見を会議に諮ることなく、推進会議の意見とすることができる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、佐賀県健康福祉部社会福祉課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、その都度推進会議で定めるものとする。

附則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

2 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

3 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。